

平成21年11月25日

法制審議会 刑事法部会 御中

危険運転致死傷罪およびひき逃げ罪について 公訴時効の撤廃を求めます

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

全国交通事故遺族の会

会長 〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

全国交通事故遺族の会は、交通事故被害者の遺族だけで構成されている、純粋な自助団体です。当会の主な活動は、遺族どうしの心の支え合いと、交通事故の無い社会を築くための諸活動です。

交通事故を無くすためには、さまざまな分野での取り組みが必要とされています。その中で、もっとも効果が高いのが、処罰の適正化であることは、近年の飲酒運転厳罰化などでも証明されています。

交通事故は、道交法に定められた安全運転義務を怠った末に引き起こされる、明らかな犯罪です。しかしその処罰はあまりに軽く、厳罰を求める被害者・遺族の感情から、かけ離れています。

一般社会には、危険運転致死傷罪・自動車運転過失致死傷罪の新設や道交法の改正により、処罰の適正化が十分に図られてきたという認識があるかと思います。しかしそれは、法定刑が引き上げられただけに過ぎず、実態とは隔たりがあります。

現在、交通事故の起訴率は1割程度と低く、たとえ起訴されても、そのほとんどは略式裁判による罰金刑です。そして本裁判になった場合も、多くは執行猶予付きの判決です。

すなわち実刑になる者は、ほんの一握りに過ぎず、事故で人を死傷させた加害者は交通刑務所行き、という図式は画餅に過ぎません。

これが交通事故を軽視する社会の風潮となり、また加害者の累犯を招く元凶となっていることは確実です。

全国交通事故遺族の会は実効性のある処罰の適正化を求めるとともに、今般、見直し論が持ち上がっている公訴時効について、とくに「危険運転致死傷罪」と「ひき逃げ罪」は、逃げ得許すまじとの観点から、その撤廃を強く求めます。

1、危険運転致死傷罪

危険運転致死傷罪は、飲酒運転など度重なる悪質運転の果てに、遺族の強い要望で実現した背景があります。

しかし同法が適用される事件の絶対数はあまりに少なく、遺族の寄せる期待とは大きな溝があります。

危険運転の認定基準を見直すとともに、無免許運転や暴走族など、庶民感覚でみる危険運転行為も同法に適用されるよう、範囲を改める必要があります。

危険運転致死傷罪は、殺人罪などに匹敵する悪質かつ重大な犯罪です。すべての加害者に罪を精算させるためにも、公訴時効を撤廃してください。

2、ひき逃げ

そもそも交通事故が「過失」とされ、その罪が軽いのは、検挙率の高さが前提になっています。

すなわち加害者が逃げることを考慮していない点が、一般刑事犯罪との最大の相違点です。

忘れてならないのは、この前提を覆す、「ひき逃げ」という犯罪です。交通事故全体から見るとひき逃げは少数ですが、背景に飲酒運転隠しがあったり、引きずり逃走など陰惨な事件が後を絶たず、社会に不安をまき散らしています。

さらに近年、ひき逃げが増加傾向にあるとともに、犯人の検挙率も年々低下しているという、深刻な状況もあります。

ひき逃げとは、事故後の被害者救護や警察に対する通報義務を怠ったうえ、現場を離脱する行為です。被害者は、すぐに病院に運ばれていれば、軽傷ですんだかも知れないものが、回復不能の重傷となったり、最悪の場合は死に至ることもあります。

仮に事故原因は不可抗力であったとしても、負傷した被害者を路上に放置して逃げる行為は、明らかに故意犯として、重罪に値します。

その罪は殺人や放火などに等しく、もしも被害者が死ぬようなことにでもなれば、これは殺人罪に他なりません。

走る凶器である自動車を運転する運転者にとって、救護は最低限の義務です。

残された遺族は、加害者が分からないため、怒りの矛先の向け場がありません。さらに損害賠償交渉においても自賠責保険が容易に受け取れないことや、相手側の任意保険が無いことで、大きな不利益を被っています。

ひき逃げには、飲酒・薬物使用など違法かつ悪質運転隠しが、その裏にあると考えられています。こうした悪質運転のあげく起こした事故には、本来危険運転致死傷罪が適用され、重罰が下されるのが当然です。

しかし、いったん逃げてしまえば、仮に、後日検挙されたとしても、飲酒・薬物・過労などの因

果関係を立証することが難しく、危険運転致死傷罪を適用できなくなります。

まさに「逃げ得」となるわけです。

今般の時効制度の見直しには、卑劣な「逃げ得」を許さないという、世論に後押しされた動機があると思います。すなわちひき逃げこそ、時効問題から絶対に外してはならない悪質犯罪だと考えます。

時効制度を維持する理由に「時間の経過で証拠が散逸し、公正な裁判ができない」という考え方があります。しかし日進月歩の科学は、ごく微量の試料からも犯人を突き止められる可能性を秘めています。

私たちは、今年、トヨタ自動車株主総会に株主として出席し、経営者に対して、ひき逃げ犯の検挙につながる、自動車のアイデンティティーを、衝突時に強制落下させる仕組みを取り付けるよう求めました。将来は時間の経過が、時効の理由にはなくなるでしょう。

危険運転致死傷罪と、ひき逃げの時効を撤廃して、安心・安全な交通社会を実現させるよう、求めて止みません。

以上